

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第8号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項市長室危機管理課中「危機管理担当」を「防災管理担当 危機対策担当」に改め、同項健康福祉部介護保険課中「介護給付担当」を「保険管理担当 給付指導担当」に改め、同部生活援護課中「生活援護第1担当」を「給付担当 生活援護第1担当」に改める。

第3条第2項生活援護課中「生活援護第1担当」を「給付担当 生活援護第1担当」に改める。

第4条政策部財政課第8号中「並びに土地開発基金の執行管理」を削り、同条市民経済部市民活動課に次の1号を加える。

(9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れるNPO法人を条例指定するための手続に関する事。

第4条環境農政部生活環境保全課中第22号を第24号とし、第17号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第16号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 小規模水道及び小規模受水槽水道等の衛生に関する事。

第4条環境農政部生活環境保全課中第15号を第16号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務に関する事。

第4条健康福祉部健康福祉総務課第29号を次のように改める。

(29) 社会福祉法人の認可、検査等に関する事。

第4条健康福祉部障がい福祉課第2号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に改め、同課第10号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同課中第18号を第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。

(18) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に関する事。

(19) 自殺対策に関する事。

第4条健康福祉部生活援護課に次の1号を加える。

(6) 住宅支援に関すること。

第4条子ども部子ども総務課第20号を第21号とし、第19号中「一般不妊治療費」を「不妊治療費」に改め、同号を第20号とし、同課中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同課第18号中「乳幼児健康診査」を「妊婦及び乳幼児の健康診査」に改め、同号を第17号とし、同号の次に次の2号を加える。

(18) 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関すること。

(19) 公立保育園児の保健指導に関すること。

第4条子ども部子ども総務課に次の2号を加える。

(22) 低出生体重児の育児支援に関すること。

(23) 養育医療に関すること。

第4条子ども部保育家庭課中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同課第15号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同号を第16号とし、同課中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同課第8号中「家庭児童相談室」を「家庭児童相談」に改め、同号を同課第9号とし、同課第7号の次に次の1号を加える。

(8) 児童虐待防止に関すること。

第4条文化スポーツ部生涯学習センター第19号を第20号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 音楽・演劇フェスティバルに関すること。

第4条文化スポーツ部スポーツ課第12号から第14号までを次のように改める。

(12) スポーツ推進審議会に関すること。

(13) 地域スポーツクラブの支援等に関すること。

(14) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。

第4条街づくり計画部街づくり総務課第20号を第21号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づくまちづくり(低炭素建築物新築等計画に係る認定に関するものを除く。)に関すること。

第4条街づくり計画部建築指導課第17号中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同条都市施設部都市施設総務課に次の1号を加える。

(12) 道路、公共下水道及び準用河川の構造の基準等に関すること。

第4条都市施設部河川・下水道整備課中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを

1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 下水道受益者負担金の納期前納付報奨金の公金振替に関すること。

第5条第3項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。